

神戸市契約規則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

- (1) 契約等の実務を踏まえた改正
- (2) 国の対応に合わせた改正

2 改正案の概要

- (1) 契約等の実務を踏まえた改正

○第 20 条（契約締結の手続）

落札者が、契約書その他の必要な書類を提出及び契約保証金を納付するまでの期限について、落札決定の日から 5 日以内としているところ、落札者の事務軽減のため、10 日以内に延長します。

○第 62 条（検査員の職務）、第 64 条（立会人）

工事に関する調査等（工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計）の請負契約に係る検査を行うときについて、工事と同様、立会人の立会いを不要とするよう改正します。

- (2) 国の対応に合わせた改正

○第 33 条（延滞違約金）

延滞違約金を計算する際の率について、国の対応に合わせた率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が指定する率）に改正します。

3 施行予定日

令和 6 年 4 月 1 日